

認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービス利用届出書

香芝市長様

令和 年 月 日

事業所名： (事業所)

担当介護支援専門員： ㊞

下記のとおり、短期入所利用日数が介護認定有効期間のおおむね半数を超える見込ですので、関係書類を添え、届出します。

1. 利用者情報

被保険者番号					被保険者氏名			
生年月日	年	月	日	住所				
介護度	要支援	1	2		H・R	年	月	日
	要介護	1	2	3 4 5	認定有効期間	～		
					令和	年	月	日

2. 利用者の状況等の報告

心身及び生活の状況

(状況説明欄)

介護者等の状況

(状況説明欄)

3. 認定の有効期間の半数を超える理由

介助内容

(代替サービス利用の検討状況と家族による対応ができない理由)

(理由説明欄)

4. 今後の方向性等

施設入所 (入所予定施設)

在宅復帰 (具体的な時期)

認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービス利用

①届出が必要なケース

- ・短期入所サービスを要介護認定有効期間のおおむね半数を超えて利用する場合

②提出書類

- ・認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービス利用届出書
- ・居宅サービス計画書（１）：第１表
- ・居宅サービス計画書（２）：第２表
- ・週間サービス計画表：第３表
- ・サービス担当者会議の要点：第４表
- ・サービス利用票：第６表
- ・サービス利用票別表：第７表

③提出時期

- ・サービス利用票（兼居宅サービス計画）：第７表の右上にある「前月までの短期入所利用日数」を確認し、要介護認定有効期間のおおむね半数を超えると見込まれる月の前月末まで

④算定許可

- ・届出後、内容を確認し、算定可否決定通知を送付します。
- ・通知は概ね１週間以内に発送する予定です。

⑤その他留意事項

- ・認定の有効期間が３６ヶ月間の利用者は１２ヶ月間を超えた時点で申請が必要になります。
- ・短期入所生活介護及び短期入所療養介護は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであることから、短期入所サービスを長期間に亘って利用継続する場合は、利用者の心身の状況及び家族等の意向と介護の状況等を踏まえた検討が必要です。